

改訂前	改訂後
<p><b>II. 技術及び総合評価に関する事項</b></p> <p><b>2. 契約履行が可能であることを証明する資料の作成要領</b>            下記により「技術提案書」、又は「適合証明書及び業務提案書」を作成し、入札公告に記載している提出期限までに提出すること。</p> <p>(1) 「技術提案書」は、別紙「総合評価基準表」の必須項目について各条件を満たしていることの証明資料及び付属説明資料（必要な解説資料）と、評価項目について各条件に対する提案資料等を作成すること。</p> <p>(2) 「適合証明書」は、別紙「適合証明書」の様式にて資料有無を記載、押印したものを提出すること。            「業務提案書」は、別紙「適合証明書」及び「総合評価基準表」の必須項目について各条件を満たしていることの証明資料及び付属説明資料（必要な解説資料）と、評価項目について各条件に対する提案資料等を作成すること。</p> <p>(3) 証明資料及び付属説明資料の電子データ版を&lt;略&gt;</p>	<p><b>II. 技術及び総合評価に関する事項</b></p> <p><b>2. 契約履行が可能であることを証明する資料の作成要領</b>            下記により「技術提案書」、又は「適合証明書及び業務提案書」を作成し、入札公告に記載している提出期限までに提出すること。</p> <p>(1) ～ (2) 変更なし</p> <p><b>(3) <u>ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法若しくは青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定又はこれらの認定の要件に相当する基準を満たしていることの確認を受けている場合は、それを証明する書類として以下の書類の写しを提出すること。</u></b></p> <p><b>(ア) <u>女性活躍推進法（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定（えるぼし認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」</u></b></p> <p><b>(イ) <u>次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」</u></b></p> <p><b>(ウ) <u>青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」</u></b></p> <p><b>(エ) <u>女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画策定届」</u></b></p> <p><b>(オ) <u>内閣府男女共同参画局長が発行する「ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書」</u></b></p> <p>(4) 証明資料及び付属説明資料の電子データ版を&lt;略&gt;</p>

改訂前	改訂後
<p><b>I. 入札及び契約に関する事項</b></p> <p><b>1 2. 落札者の決定方法</b> 別記 総合評価の方法</p> <p>●加算式（2：1）</p> <p>① 業務提案書において、別紙評価基準に規定された評価項目により評価、算出し、加算点が与えられる。基礎点と合算し、技術点とする。</p> <p>② ①の技術点を、入札価格を予定価格で除した値を一から減じて得た値に、総合評価基準の満点値の1／2を乗じて得られた値を価格点として与える。 技術点の満点が<u>50</u>点のため、価格点の満点は<u>25</u>点となる。</p> $\text{価格点} = \text{得点配分 (25点)} \times \left[ 1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right]$ <p>③ ①の技術点と②の価格点を加えた合計得点の数値が最も高い者を落札者とする。</p> <p><b>技術点+価格点 = 総合評価得点</b></p>	<p><b>I. 入札及び契約に関する事項</b></p> <p><b>1 2. 落札者の決定方法</b> 別記 総合評価の方法</p> <p>●加算式（2：1）</p> <p>③ 業務提案書において、別紙評価基準に規定された評価項目により評価、算出し、加算点が与えられる。基礎点と合算し、技術点とする。</p> <p>④ ①の技術点を、入札価格を予定価格で除した値を一から減じて得た値に、総合評価基準の満点値の1／2を乗じて得られた値を価格点として与える。 技術点の満点が<u>100</u>点のため、価格点の満点は<u>50</u>点となる。</p> $\text{価格点} = \text{得点配分 (50点)} \times \left[ 1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{予定価格}} \right]$ <p>③ ①の技術点と②の価格点を加えた合計得点の数値が最も高い者を落札者とする。</p> <p><b>技術点+価格点 = 総合評価得点</b></p>
<p><b>II. 技術及び総合評価に関する事項</b></p> <p><b>2. 契約履行が可能であることを証明する資料の作成要領</b> 下記により「業務提案書」を作成し、入札公告に記載している提出期限までに提出すること。</p>	<p><b>II. 技術及び総合評価に関する事項</b></p> <p><b>2. 契約履行が可能であることを証明する資料の作成要領</b> 下記により「業務提案書」を作成し、入札公告に記載している提出期限までに提出すること。</p>

<p>(1) 「業務提案書」は、別紙様式 1 1 「労働者派遣に関する業務提案書」、別紙様式 1 2 「労働者派遣に関する業務提案書 ②」及び、別紙様式 1 3 「労働者派遣に関する業務提案書②チェックシート」に記述し、作成すること。</p> <p>(2) 別紙様式 1 1～1 3 の各項目の記述について、欄内に書ききれない場合は、別添資料有と明示し、添付すること。参照する資料がわかるよう番号等表示すること。各項目の記述について、パンフレット及び会社ホームページの抜粋コピーは受け付けるが、パンフレットのみ提出は不可とする。</p> <p>(3) 業務提案書の「5. 独法、大学、官公庁・自治体・民間企業等における、労働者派遣契約の実績」の項目については、別紙にて任意の形式で作成し、添付すること。</p> <p>(4) 別紙様式 1 2 と 1 3 は、仕様書において派遣人数が複数名の場合、人数分を作成し添付すること。＜略＞</p>	<p>(1) ～ (3) 変更なし</p> <p>(4) <b>業務提案書の「6. ワーク・ライフ・バランス等の推進への取組状況」の項目について、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法若しくは青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定又はこれらの認定の要件に相当する基準を満たしていることの確認を受けている場合は、それを証明する書類として以下の書類の写しを添付すること。</b></p> <p><b>(ア) 女性活躍推進法（平成 27 年法律第 64 号）に基づく認定（えるぼし認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」</b></p> <p><b>(イ) 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」</b></p> <p><b>(ウ) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）に基づく認定（ユースエール認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」</b></p> <p><b>(エ) 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画策定届」</b></p> <p><b>(オ) 内閣府男女共同参画局長が発行する「ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書」</b></p> <p>(5) 別紙様式 1 2 と 1 3 は、仕様書において派遣人数が複数名の場合、人数分を作成し添付すること。＜略＞</p>
<p><b>3. 別紙「労働者派遣業務における要求項目及び評価基準</b></p> <p>別添のとおり</p>	<p><b>3. 別紙「労働者派遣業務における要求項目及び評価基準</b></p> <p>別添のとおり</p>